

長崎県立大学学長の選考及び解任に関する細則

〔平成 22 年 7 月 28 日〕
〔細 則 第 4 号〕

改正 令和 4 年 7 月 29 日細則第 8 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、長崎県立大学学長の選考及び解任に関し、長崎県公立大学法人定款及び長崎県立大学学長選考会議規程（平成 22 年規程第 11 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 章 学長の選考

(選考の理由及び時期)

第 2 条 学長選考会議は、次の各号のいずれかに該当する場合に学長選考を行う。

- (1) 学長の任期が満了するとき。
- (2) 学長が辞任を申し出たとき。
- (3) 学長が欠員となったとき。
- (4) 学長が解任されたとき。

2 学長選考会議は、前項第 1 号に該当する場合には任期満了の 6 ヶ月前までに、同項第 2 号から第 4 号に該当する場合はその理由の生じた後速やかに、学長選考の手続きを開始しなければならない。

(選考の基準)

第 3 条 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、本学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから選考する。

(学長選考の周知)

第 4 条 学長選考会議は、第 2 条第 2 項の規定により学長選考を開始したときは、選考手続、選考日程及び学長候補者の推薦について別紙様式第 1 号により周知をするものとする。

2 前項による周知は、構内の掲示板に掲示するとともに、職員用ウェブサイトに掲載するものとする。

(学長候補者の推薦)

第 5 条 学長選考会議は、第 2 条第 2 項の規定により学長選考が開始されたときは、学長選考会議の委員 2 名からの推薦により学長候補者の推薦を受けるものとする。

2 前項の規程により学長候補者を推薦する者は、学長候補者 1 人に限り推薦することができるものとし、自らを学長候補者として推薦できないものとする。

3 学長候補者の推薦に係る期間は、その都度学長選考会議が定める。

4 第 1 項の推薦に当たっては、推薦する者が被推薦者の同意を得たうえで、次に掲げる書類を事務局総務課を通じて学長選考会議に提出するものとする。

- (1) 推薦書（様式第 2 号）
- (2) 被推薦者の大学運営に対する抱負（1,000 字程度）

一部改正 [令和4年細則第8号]

(学長選考の方法)

第6条 学長選考会議は、前条により推薦された学長候補者の中から、書類選考を行い、協議により学長を選考する。

2 学長選考会議は、前項の選考にあたり、必要に応じて学長候補者の面接等を行うことができる。

(理事長への報告)

第7条 学長選考会議は、学長選考結果について、理事長に報告するものとする。

(公表)

第8条 学長選考会議は、学長選考結果について、第4条第2項に定める方法により学内に公表するものとする。

第3章 学長解任の申出

(解任申出の理由)

第9条 学長選考会議は、次の各号のいずれかに該当する場合には、理事長に対して学長解任の申出を行うことができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反があるとき。
- (3) 職務の執行が適当でないため大学の業務の実績が悪化した場合であって、学長として引き続き職務を行わせることが適当でないとして認められるとき。
- (4) その他学長として不適格と認められるとき。

(解任の審議等)

第10条 学長選考会議は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに学長解任について審議するものとする。

- (1) 学長選考会議の委員の3分の1以上の連署をもって解任申出の請求があったとき。
 - (2) 経営協議会の委員の過半数の連署をもって解任申出の請求があったとき。
 - (3) 教育研究評議会の委員の過半数の連署をもって解任申出の請求があったとき。
- 2 前項各号による請求は、学長解任申出請求書(様式第3号)により行わなければならない。
- 3 学長選考会議は、第1項の審議を行うに際し、学長に対して書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
- 4 学長選考会議は、第1項に規定する審議の結果、前条各号のいずれかに該当する十分な理由があると認めた場合は、理事長に対し学長解任の申出を行うものとする。

第4章 雑則

(細則の解釈等)

第11条 この細則の解釈について疑義がある場合及びこの細則に定めのない事項については、学長選考会議がその都度判断し、決定する。

(細則の改正)

第12条 この細則を改正するときは、学長選考会議の議を経なければならない。

附 則

この細則は、平成 22 年 7 月 28 日から施行する。

附 則（令和 4 年 7 月 29 日細則第 8 号）

この細則は、令和 4 年 7 月 29 日から施行する。